

Point33 持分の定めのない法人への贈与と法人贈与 税課税

ポイント

持分の定めのない法人に資産の贈与をした場合、その法人は出資者・株主がないため、贈与された財産は現行法では相続税の課税対象となりません。そのため、相続税等の不当な減少を目的として行われた持分の定めのない法人への資産の贈与については、受贈法人が個人とみなされて贈与税が課されることとされています。

とりわけ平成18年以後設立しやすくなった一般社団法人を法人格として活用することが行われています。

解説

1 一般社団法人

持分の定めのない法人とは、定款等又は法令の定めにより、法人の社員等が当該法人への出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができない法人をいいます（昭39・6・9直審（資）24直資77 13）。

なかでも平成18年の公益法人改革の中で法律化された一般社団法人は、設立の簡便な法人として近年活用されるようになりました。

2 一般社団法人と他の法人の比較

〈一般社団法人・合名会社・合同会社・株式会社〉

	一般社団法人	合名会社	合同会社	株式会社
出資者	なし（設立社員2名以上、その後は1名以上）	社員1名以上	社員1名以上	株主1名以上
責任	有限責任	無限責任	有限責任	

決定機関	社員総会・理事会	社員総会・執行社員会	株主総会・取締役会
役員	理事1名・監事(任意)	社員のうち業務執行社員1名	取締役1名・監査役(任意)
役員任期	2年	制限なし	2年～10年
社員・株主の議決権	定款の定めで複数可	定款の定め	属人株可能
配当・残余財産分配権	なし(定款規定無効)	定款により自由に分配可能	出資割合に依る
個人から法人への資産の贈与	法人受贈益課税 +みなし贈与税差額 個人みなし譲渡課税	法人受贈益課税 個人みなし譲渡課税	
法人利益への課税	普通法人税課税		
特例制度	右非対象	小規模企業共済・倒産防止共済等対象	
相続税評価	平成30年4月1日以後は、純資産価額÷(理事数+1)につき法人に相続税課税	同右(債務超過分は被相続人から債務控除)	自社株評価(類似業種比準価額・純資産価額・併用)
金融機関融資	属性・担保次第 非営利と混同され、消極的	属性・担保次第	
設立費用	最低11万円	最低6万円	最低20万円

法人は、その設立を「法」によって定め法人格を認められたものです。非営利目的の場合には、医療法人、社会福祉法人や学校法人、特定非営利活動(NPO)法人その他があります。

株式会社・合名会社・合資会社・合同会社が会社法に基づくのに対し、一般社団法人や財団法人は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、社会福祉法人は社会福祉法、学校法人は私立学校法など、それぞれの法律に基づき、設立されます。

一般的に営利目的で法人を設立する場合は、株式会社・合同会社・合名会社・合資会社・一般社団法人・一般財団法人でしょう。個人資産の管理や運用について成立する場合は、目的に沿ってこれらの法人格を選択します。

3 贈与者・受贈者の課税関係

個人が一般社団法人のような持分の定めのない法人に不動産や有価証券など含み益のある資産を贈与した場合は、それが特定公益法人への寄附としての非課税贈与でない限り、次の課税が行われます。

(1) 贈与者のみなし譲渡所得課税

個人が法人へ、不動産等の譲渡所得の起因となる資産を贈与又は著しく低い価額で譲渡した場合は、その事由が生じた時に、時価により、これらの資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得課税が行われます(所法59)。受贈者が一般社団法人以外の法人の場合も同様です。

譲渡資産が土地である場合は、時価とは通常取引価格をいい、一般的には相続税評価額又は近傍公示価格に比準して算定した価額をいいます。

例えば、個人が法人へ、取得費100万円、相続税評価額800万円、時価1,000万円の5年超保有不動産を譲渡した場合、 $(1,000万円 - 100万円) \times 20.315\% = 18万2,835円$ の所得税及び復興特別所得税・住民税が課税されます。

(2) 受贈法人の法人税課税

法人が資産の贈与を受けた場合は、時価で受贈益を計上します。

この時価は贈与者の所得税課税の時価と一致します。

前述の例で法人の取引仕訳は、

借方(土地建物) 1,000万円 / 貸方(受贈益) 1,000万円

となり、この受贈益に対する法人税が実効税率ベースで約300万円がかかります。

(3) 持分の定めのない法人への贈与が、贈与者の相続税の負担を不当に減少すると認められる場合のみなし贈与税課税

持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、当該贈与等により当該贈与等をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課すこととされています。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なるごとに、当該贈与をした者の各1人のみから財産を取得したもののみをみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもって当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とします（相法66④）。

贈与税額は、受贈法人を個人とみなして計算し、法人税との二重課税調整を行います。

$(\text{受贈財産の相続税評価額} - 110\text{万円}) \times \text{暦年課税税率 (一般税率)} - \text{速算控除額} - \text{相続税評価額にかかる法人税額}$

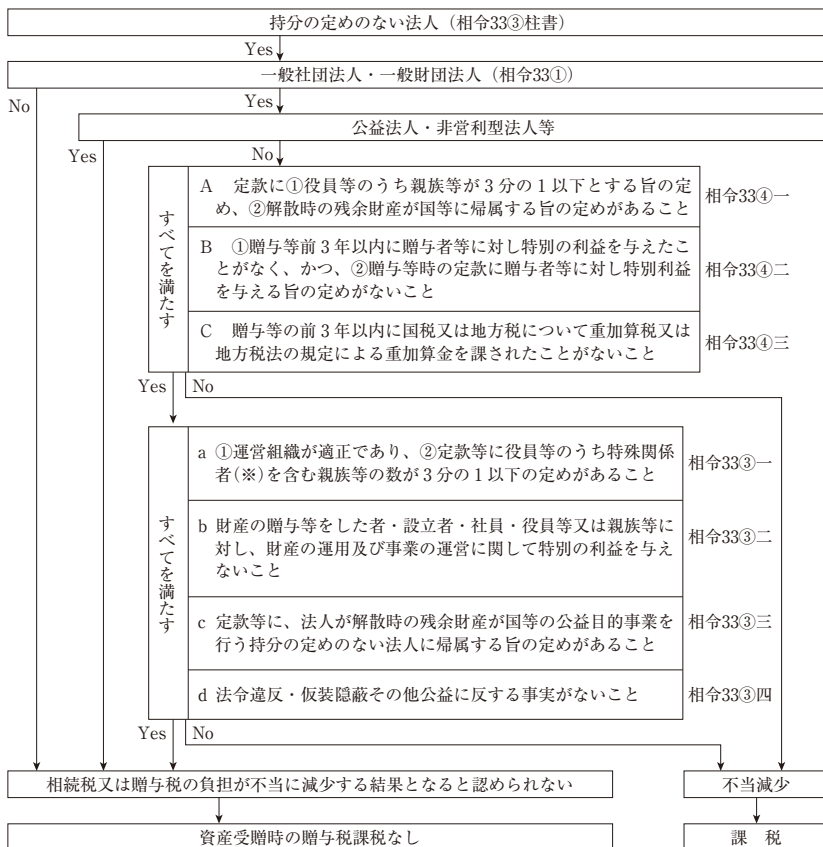
〈例〉 $(800\text{万円} - 110\text{万円}) \times 40\% - 125\text{万円} - 800\text{万円} \times 0.297 = 0\text{円}$

上記の例では、贈与税はゼロ円となりますが、法人税との二重課税調整といいながら、受贈益に対する法人税は時価課税を受けるところ、贈与税では相続税評価額に対する法人税で調整することになっていますので、納税者不利といえます。

4 贈与が租税回避とみなされない場合

贈与又は遺贈により財産を取得した持分の定めのない法人が、次の図に掲げる要件 a～d の全てを満たすときは、相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとされます（相令33③）。

ただし、公益社団法人等非営利型法人でない一般社団法人又は一般財団法人の場合で、次の図の A～C に該当する場合は、この適用はありません（相令33③④）。



※ 特殊関係者

イ 親族役員等と事実上婚姻関係と同様の事情にある者	相令33③一イ
ロ 親族役員等の使用人・当該役員等からの財産による生計維持者	相令33③一ロ
ハ イ又はロの親族でこれらの者と生計を一にしている者	相令33③一ハ
ニ 次の法人の会社役員又は使用人 (1) 親族役員等が会社役員となっている他の法人 (2) 親族役員等及びイ～ハの者との特殊関係のある同族会社	相令33③一二

5 特定一般社団法人等に対する相続税の課税

特定一般社団法人等の理事である者（理事退任後5年未経過の者を含みます。）が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時における「同族理事数+1（被相続人）」で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課税します（相法66の2①）。

その場合には、その相続税の額から贈与等により取得した財産について既に課税された贈与税等の額を控除します（相法66の2③）。

ただし、相続税申告については生前贈与加算（相法19）は適用しません（相法66の2⑤）。

① 特定一般社団法人等：次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます（相法66の2②三）。

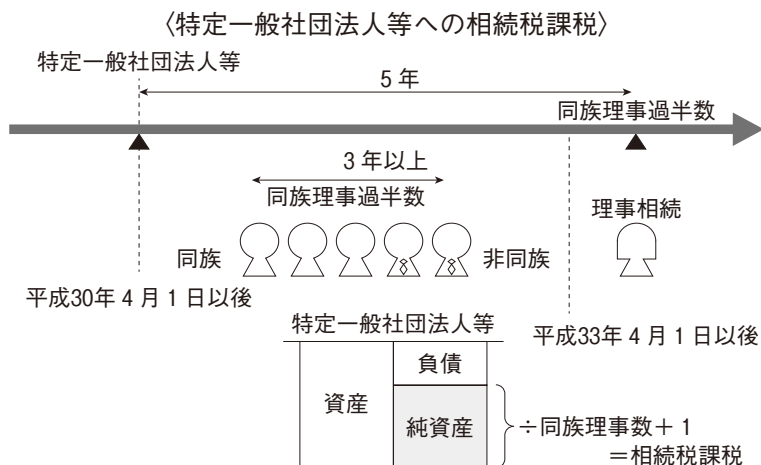
㊦ 相続開始の直前における同族理事数の総理事数に占める割合が2分の1を超えること

㊧ 相続開始前5年以内において、同族理事数の総理事数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること

② 同族理事：一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者又は3親等内の親族その他当該被相続人と特殊の関係がある者（被相続人が会社役員となっている会社の会社役員又は使用人等）をいいます（相法66の2②二、相令34③）。

なお、平成30年4月1日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の同族理事の死亡に係る相続税について適用します。

また、平成30年3月31日以前の期間は、特定一般社団法人等の判定期間から除外するものとします。



留意点

単に節税・租税回避のための法人利用については、将来の税制改正を考え、慎重であるべきでしょう。

チェック事項	<input checked="" type="checkbox"/>
1 持分の定めのない法人も、法人化の選択肢とする。	<input type="checkbox"/>
2 持分の定めのない法人への贈与には贈与税課税がある。	<input type="checkbox"/>
3 特定一般社団法人等に該当する場合は、相続税課税がある。	<input type="checkbox"/>

Case57 同族会社への不動産の贈与

活用事例

米田氏は、自分の所有するAマンションを会社に贈与しようと考えました。しかし、個人が同族会社に不動産を贈与すると、原則としてその不動産の時価によるみなし譲渡課税を受けることとなります。受ける同族会社は、不動産について登録免許税や不動産取得税を負担した上で、その受贈不動産の時価を受贈益として法人税の課税を受けます。また、贈与取得後3年間の株式評価の上で純資産価額の算定においては受贈不動産を時価で計上しなければなりません。

そこで米田氏は、譲渡課税を受けない建物だけ贈与し、土地は個人所有のまま土地賃貸借契約とすることで、土地の評価の減額と、建物の収益を同族法人に移転することにしました。もちろん法人税課税は受けますが、同族会社と個人との全体でのキャッシュアウトは売買より低廉です。

同族法人は借地権を有することになりますが、土地の無償返還の届出書を遅滞なく提出することで課税は行われず、かつ個人所有地の評価額は8割で評価されるメリットがあります。米田氏は、これらの実行前に同族法人株を子らに贈与するところから着手しました。

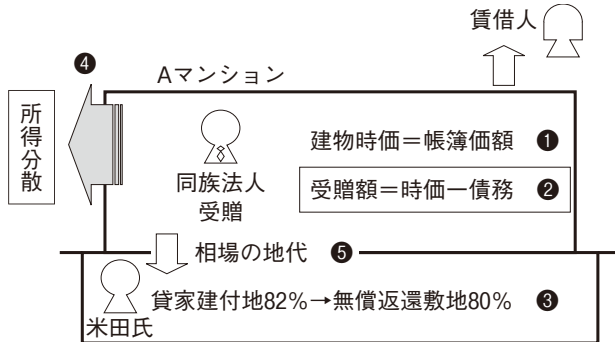
活用の効果

1 贈与者にみなし譲渡課税

個人が法人に不動産を贈与すると、原則としてその不動産の時価によるみなし譲渡課税を受けることとなります。法人の受贈益課税と合わせて、ダブル課税になります。

したがって、一般的に譲渡所得税負担が生じる土地については贈与せず、建物のみの贈与により建物に帰属する収入を法人に移転する方法が有効でしょう。

〈同族法人への不動産の贈与〉



- ① 建物時価は、米田氏の不動産所得の未償却残高とします。
- ② 建築借入金が残っている場合は免責的債務引受により「建物未償却残高－借入残高」が受贈額となります。
- ③ 借地権割合6割地域（一般的な住宅地）の貸家建付地評価は、自用地価額×82%（算式： $1 - 0.6 \times 0.3 = 82\%$ ）ですが、無償返還届出書を提出済の土地の評価は、自用地価額×80%となります。
- ④ 同族法人は、建物賃貸収入を全額受け、親族役員等に役員報酬として分配できます。
- ⑤ 同族法人は土地所有者米田氏へ相場地代＝土地の固定資産税の2～3倍相当額を払い、賃貸借とします。

2 みなし贈与課税

贈与後の法人株価が上昇する場合は、贈与者以外の他の株主に対するみなし贈与課税が行われる場合があります（相基通9-2）。

3 相続人への遺留分侵害

贈与者の死亡時に、同族法人への贈与が、相続人の遺留分を侵害している場合は、同族法人に対して遺留分減殺請求が行われる可能性があります。ただし、減殺請求の順序は遺贈に劣後します。

4 受贈同族会社は受贈益について法人税課税

贈与を受ける同族法人は、その法人自身に繰越欠損金がない限り、受贈した不動産の時価相当額を受贈益として計上し、法人税の課税を受けます（Case6参照）。

法人仕訳：土地 〇〇〇円 / 受贈益 〇〇〇円
 建物 〇〇〇円 /

ここで、土地建物時価は、土地については公示価格比準価額、建物は、贈与者の算定した未償却残高とすればよいでしょう。仮に譲渡であった場合に、未償却残高での譲渡であれば課税上弊害はないと考えられるからです。

5 受贈法人の株価への影響

受贈不動産が土地及び土地の上に存する権利、家屋及びその附属設備又は構築物である場合の法人の取引相場のない株式の評価計算については、受贈後3年間は、受贈不動産は時価（通常取引価額）で評価し、帳簿価額（受贈時価を元に減価償却後の価額）がその土地や建物の時価と認められる場合には、帳簿価額により評価することができます（評基通185かっこ書）。

6 他の株主へのみなし贈与

受贈金額が大きな場合には、会社規模判定上、類似業種比準価額の割合の上昇度合と純資産の増加により、翌期以降、株式評価額が影響を受けます。

受贈時の算定株式評価額が受贈前よりも上昇する場合は、他の株主に対するみなし贈与課税が行われる場合があります。

解 説

贈与者にみなし譲渡課税

個人が法人に不動産を贈与すると、原則としてその不動産の時価によるみなし譲渡課税を受けることになります。時価が贈与資産の取得費を超える額について譲渡所得として課税を受けます。

この場合、時価については、次のように算定します。

① 土地

その土地の相続税評価額を公示価格に比準させた価額

② 建物・構築物等

㊦ 事業用資産の場合 所得税確定申告での帳簿価額(未償却残高)

㊧ 非事業用資産の場合 取得価額を元に減価償却後の価額に0.9を乗じ、耐用年数を1.5倍の年数により定額法で減価償却した価額

留意点

不動産の贈与については、受贈法人に登録免許税・不動産取得税が課されます。こうした移転コストと、受贈資産時価の受贈益法人税課税と、個人の譲渡所得税・住民税課税との合計額によるコストパフォーマンスにより、計画の検証を行いましょ。

チェック事項	<input checked="" type="checkbox"/>
1 法人への不動産贈与は株価への影響を検討する。	<input type="checkbox"/>
2 株価が上昇する場合にはみなし贈与課税に注意する。	<input type="checkbox"/>